

行政委員会事務局総務課における一般業務会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、行政委員会事務局総務課における一般業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 論文試験
- ② 面接

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

(1) 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

「勤務日数」

1日6時間の勤務時間で週5日の勤務日

「勤務時間」

午前10時00分から午後4時45分まで

「休憩時間」

午後0時15分から午後1時00分まで

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 行政委員会事務局総務課業務補助員（非常勤嘱託職員）要綱は、廃止する。